第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
（略）	8以上
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の三の二のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
（略）	
第二条第十一号の五の運転者席	
第二条第十一号の六の運転者席	
（略）	
（略）	（略）
第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	5以上
第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置	
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	
（略）	（略）

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第三条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十三号から第十三号の三まで、第十五号から第十七号まで、第十八号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は	（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四から第十二号まで、第十三号から第十三号の三まで、第十五号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
（略）	8以上
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
（略）	
第二条第十一号の五の運転者席	
（略）	
（略）	（略）
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	5以上
（略）	（略）